

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和 7 年度第 3 回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和 7 年 7 月 4 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第3回説明会アジェンダ

アジェンダ

- | | |
|-----------------------|-------|
| I. はじめに | [2分] |
| II. 第68回予防接種基本方針部会の報告 | [10分] |
| III. タスクに係る追加説明等 | [20分] |
| IV. 先行実施の状況報告 | [15分] |
| V. 質疑応答 | [60分] |
| VI. 事務連絡 | [3分] |

実施要領

- 開催日時：
 - － 7月4日（金）14:00～16:00
- 開催場所・会議方式：
 - － Web会議
- 参加者：
 - － 市区町村、都道府県
 - － 厚生労働省
 - － 事務局 三菱総合研究所（厚労省支援事業者）
- 配布資料：
 - － 本資料

はじめに・・・自治体説明会の進め方・スケジュール

第1回説明会

事業計画書作成のための 必須事項説明①

- 予防接種事務デジタル化の背景・目的(これまでの説明の振り返り)
- デジタル化を実現するために必要なタスク一覧とスケジュール
- 各タスク#1～#13の説明

第2回説明会

事業計画書作成のための 必須事項説明② 及び 事業計画書の作成依頼

- タスク#15・#16の説明
- デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
- 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
- アンケート及び事業計画書の提出について
- 質疑応答

第3回説明会

その他周知事項の説明① 及び 先行実施の状況報告

- 第68回予防接種基本方針部会の報告(接種記録の保存期間について)
- タスク#2に係る追加説明
- 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
- 先行実施の状況報告
- 質疑応答

6月27日

6月30日

7月4日
本日

はじめに・・・自治体説明会の進め方・スケジュール

第4回説明会

その他周知事項の説明②

- 改正予防接種法について
- データの流れについて
- その他
- 質疑応答

7月15日

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 第68回予防接種基本方針部会の報告**
- 4. タスク # 2 追加説明**
- 5. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン**
- 6. 先行実施の状況報告**
- 7. 質疑応答**

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 第68回予防接種基本方針部会の報告
4. タスク # 2 追加説明
5. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
6. 先行実施の状況報告
7. 質疑応答

1. 本説明会資料における用語の説明

用語	内容
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入	標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。
デジタル化	健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、タスク# 1～16を実施（# 4・5は任意）した後、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。
過渡期	令和8年6月から健康管理システム標準仕様書3.1版の適合基準日である令和10年4月以降の今後定める時点までの間のこと。
予防接種サイト	【自治体が利用する場合】 LGWANと接続されている自治体内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。 【医療機関が利用する場合】 オンライン資格確認にて利用しているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。
民間アプリ（タブレット等）	現在の先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しているもの。

1. 本説明会資料における用語の説明
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
3. 第68回予防接種基本方針部会の報告
4. タスク # 2 追加説明
5. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
6. 先行実施の状況報告
7. 質疑応答

2. デジタル化するために必要なタスク一覧

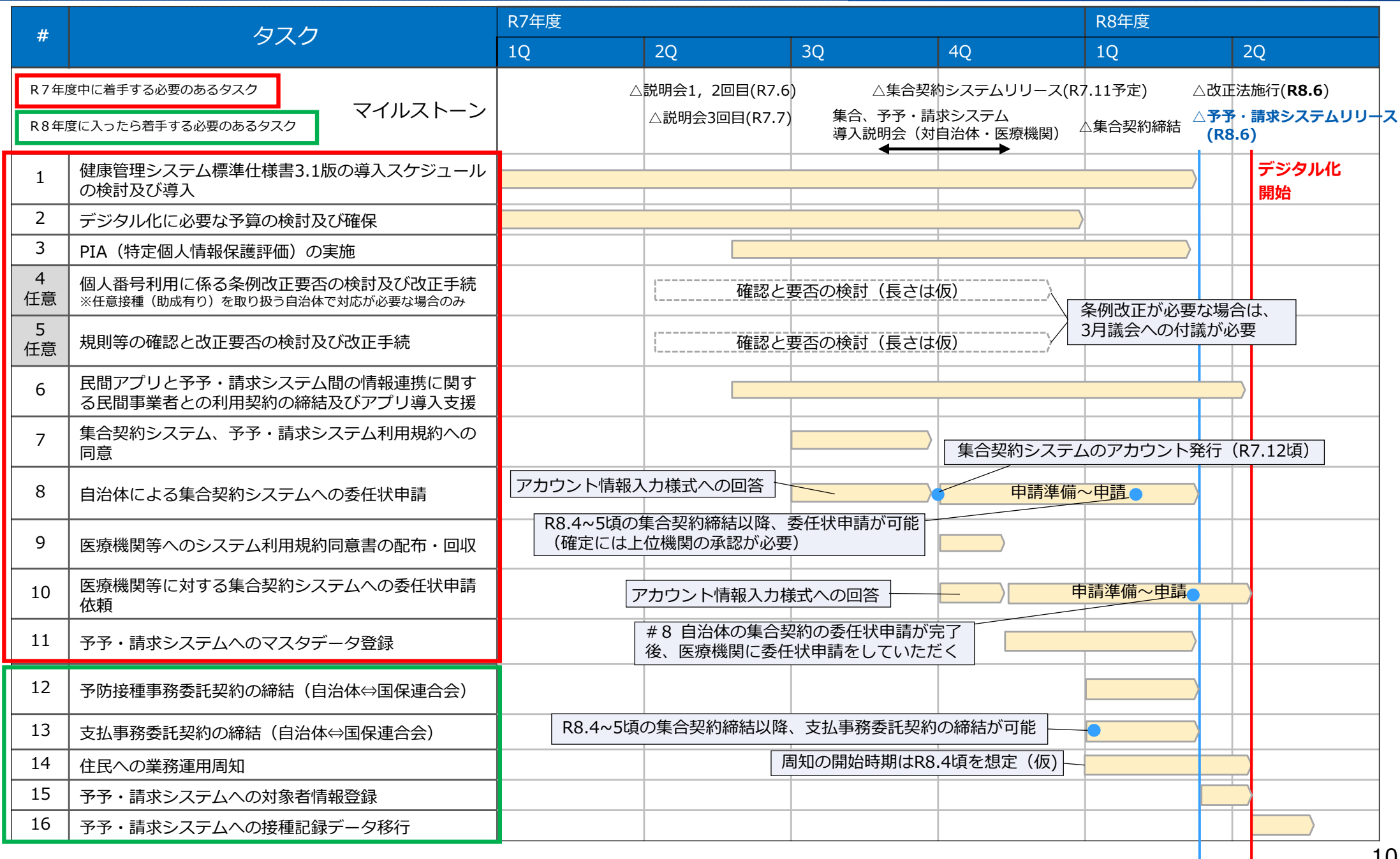
- デジタル化するために、自治体には以下 # 1～16（# 4・5は任意）のタスクを実施していただく必要がある。
- 本説明会では、それぞれのタスクの内容について説明を行う。※現在準備中であり、整い次第、情報提供させていただく予定。

#	タスク	タスク内容	対応ページ
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの導入 追加説明	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールをシステムベンダと協議の上検討し、導入する	第1回
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保	デジタル化に必要な予算の検討を行い、予算を確保する	第1回
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	予予・請求システムの利用に伴うPIAを実施する	第1回
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ	任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事務として規定がない場合は、条例改正を行う必要がある	第1回
5 任意	諸規則の確認と改正要否の検討及び改正手続	デジタル化に伴う予防接種事務の運用変更内容と、自治体の諸規則との整合性を確認の上、改正要否を検討する。必要に応じて改正を実施する	第1回
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関して、民間事業者との利用契約を締結の上、医療機関でのアプリ導入の支援を実施する	※
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意	集合契約システム、予予・請求システムの利用規約に同意する	第1回
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請	集合契約システムに委任状申請を行う	第1回
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収	医療機関等に対して、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、国保中央会に提出する	第1回
10	医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼	医療機関等に対して、集合契約システムへの委任状申請を依頼する	第1回
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録	予予・請求システムに、対象の予防接種やサイトURL情報を登録する	第1回
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体⇔国保連合会）	国保連合会と予防接種事務委託契約を締結する	第1回
13	支払事務委託契約の締結（自治体⇔国保連合会）	国保連合会と支払事務委託契約を締結する	第1回
14	住民への業務運用周知	デジタル化後の運用の変更点に関し、住民及び医療機関に対して説明・周知する	※
15	予予・請求システムへの対象者情報登録	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	第2回
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行	予予・請求システムに、住民の過去の接種記録データを移行・登録する	第2回

デジタル化するための自治体スケジュール (最短でデジタル化する場合)

凡例 : 自治体必須作業

: 自治体任意作業



1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
- 3. 第68回予防接種基本方針部会の報告**
4. タスク # 2 追加説明
5. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
6. 先行実施の状況報告
7. 質疑応答

(1) これまでの経緯

前回（昨年3月13日）の議論のまとめ（抜粋）

- 予防接種に関する記録について、予防接種のデジタル化に合わせ、現状の5年間から延長することとしてはどうか。
- 個人情報の取扱いや他の同様の制度との均衡性等の観点から、配慮すべき点について整理した上で、具体的な期間や運用ルールを定めてはどうか。

これまでにいただいている委員のご意見

<延長の必要性に関するご意見>

- 風しんなどを考えると、例えば孫が結婚して、自分が風しんの抗体があるかどうかはかなり重要なこととなる
- 海外の大学に行くときに、市町村に接種歴の証明を発行してほしいという依頼が時々ある
- 例えば65歳以上で生涯に1回の接種とするワクチンでは、65歳以上の人亡くなるまで接種歴を保存しておかないと、その人が自分は受けたのか、受けていないのかが分からなくなる
- エムボックスのように、場合によっては過去の痘瘡（天然痘）の予防接種の有無の確認も必要になってくることもあり、そうすると50年前の記録を求められる可能性もあり得る

<延長にあたっての留意点に関するご意見>

- 費用を考慮しなくてよければ、生存している間は保存しておくのが最も合理的。ただし、保存年数と費用の関係については、よく考慮する必要がある
- 個人情報に関することや配慮すべき点、また、他の制度との兼ね合いも含めて、具体的に何年かというのは、確かに細かいところを詰めていくと色々な問題が出てくると思うので、議論が必要

(1) これまでの経緯

本年3月末に改正した予防接種基本計画においては、予防接種記録に関して、保存期間を**現行の5年間から延長することとし、具体的な保存期間等を定めていく**という方針を示している。

予防接種に関する基本的な計画（厚生労働省告示第一〇九号）

三 予防接種記録の整備

市町村における予防接種記録の整備については、未接種の者を把握した上で接種勧奨を行うことによる定期の予防接種の接種率の向上及び予防接種歴の確認による接種事故の防止の点から効果的であり、健康被害救済制度の運用の点からも効率的である。また、被接種者や保護者にとっては接種スケジュールの確認や過去の接種歴の確認の点から、医療機関にとっては予診時の接種歴の確認等の点から効率的であり、さらに、予防接種データベースによるワクチンの有効性・安全性の評価のためにも有用である。

このため、個人番号カードによる対象者確認の仕組みを前提としたシステムを整備することにより、各市町村における接種記録の管理を効率化する。

また、**過去の予防接種歴が長期にわたり他の予防接種の可否の判断等に影響を与える可能性があること等を踏まえ、個人情報の取扱いや他の医療情報の取扱いにも留意しつつ、予防接種歴の保存期間を現行の五年間から延長することとし、国民に不利益が生じないように、具体的な保存期間や運用ルールを定めていく**こととする。

今後、電子版母子健康手帳の取組状況も踏まえつつ、市町村における予防接種記録の整備と合わせて、引き続き、成人後も本人が予防接種歴を確認できるよう検討を進める必要がある。

- 市町村長は、定期接種に関する記録を作成し、定期接種を行ったときから5年間保存しなければならないとされている。

＜予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）＞
（予防接種に関する記録）

第三条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した当該定期の予防接種等に関する記録を作成し、かつ、これを当該定期の予防接種等を行ったときから五年間保存しなければならない。

- 他情報の保存期間については、5年の保存期間を設けているものが多い。

（参考）他情報の保存期間等

情報種別		保存主体	保存義務	保存期間
定期接種の記録		市町村長	有	5年（予防接種法施行規則第3条）
健診データ	特定健診	保険者	有	5年 or 加入者が他の保険者に加入した年度の翌年度の末日までの短い期間（実施基準省令第10条）
	事業主健診	事業者	有	5年（労働安全衛生法施行規則第51条）
	乳幼児健診	規定なし	規定なし	規定なし
診療録		医師	有	5年（医師法第24条）
健康保険		事業主	有	完結の日より2年（健康保険法施行規則第34条）

2025(令和7)年7月2日

予防接種における接種歴の意義について

- 予防接種においては、長期にわたり接種記録を保存することが適切と考えられる事例も存在する。
- 例えば、ワクチンの添付文書においては、予防接種の効果について長期にわたることを示すものもある。

(2) 接種部位は、火気、日光等によらないで自然に乾燥させること。

17. 臨床成績

17.1 有効性及び安全性に関する試験

BCG接種の有効性は①BCG接種は適切に行われれば結核の発病を、接種しなかった場合の4分の1に抑える¹⁾。②BCG接種は、結核性髄膜炎や粟粒性結核など小児の重篤な結核の発病予防には特に効果は高い²⁾。③BCGワクチンは一度接種すれば、その効果は10年～15年ほど持続する³⁾。

BCG接種の副反応としては、接種後数週間リンパ節腫脹をきたすことがあるが、ほとんどすべて2～3か月で縮小、消失するので経過観察でよい。ごくまれに穿孔、排膿などがある(0.02%以下)⁴⁾。このほか、例外的な副反応として発熱、狼瘡等が報告されているが、いずれもきわめてまれである。

18. 薬効薬理

18.1 作用機序

BCG接種によって誘導される結核に対する免疫は、Tリンパ球とマクロファージを主体とした細胞性免疫である。体内に入ったBCGはまずマクロファージに貪食される。抗原情報がTリンパ球に提示され、Tリンパ球はBCGの抗原で感作される。BCGと結核菌とは共通の抗原を持つため、BCGに感作されたTリンパ球は結核菌の抗原で感作されたときと同じ能力を持ち、記憶細胞として待機する。BCG接種を受けた人に結核菌の感染がおこると、この感作Tリンパ球が活性化・増殖し、インターフェロ-ンなどのサイトカインを産生することによりマクロファージを活性化する。この活性化されたマクロファージが結核菌を効率的に貪食・殺菌することにより結核菌の増殖を抑える。

20. 取扱い上の注意

20.1 ディスポーザブルBCG接種用管針(ディスポ管針)

経皮接種に用いる管針は、9本の鋭い針が、直径2cmのプラスチック製円筒の中に4.5mm間隔で固定されており、針先は、円筒の縁とはほぼ同じ高さになっている(図-⑩)。管針は1本ずつパックしてガンマ線滅菌されており、開封するだけで使用できるディスポーザブル(使い捨てタイプ)である。管針は、針先が重要であるので、針先を損じないよう取り扱いに十分注意しなければならない。

20.2 ガンマ線滅菌済みの管針及びスポイトは、包装を開封した直ちに使用すること。また、管針は針先保護キャップを必ず引きつけてはから使用する。この際、ツバや針の部分に直接手をふれないよう注意する。

22. 包装

12mg 1アンブル(添付添剤:日本薬局方生理食塩液0.15mL 1アンブル)(器具:ディスポーザブルBCG接種用管針、スポイト、黒ポリ袋、アンブルカット 各1)

23. 主要文献

- 1) Colditz, G. A., et al.: JAMA. 1994; 271: 698-702
- 2) Rodrigues, L. C., et al.: Int J Epidemiol. 1993; 22: 1154-1158
- 3) Hart, P. D., Sutherland, I.: Br Med J. 1977; 2: 293-295
- 4) Mori, T., et al.: Tuber Lung Dis. 1996; 77: 269-273
- 5) 徳嶋博六.: 新BCG接種の理論と実際。結核予防会。1996: 15-22

24. 文献請求先及び問い合わせ先

(文献請求先)

日本ビー・シー・製造株式会社 学術部
〒112-0012 東京都文京区大塚一丁目5番21号
TEL(03)5395-5595
FAX(03)5395-5580

(問い合わせ先)

日本ビー・シー・製造株式会社 カスタマーセンター
〒112-0012 東京都文京区大塚一丁目5番21号
TEL(03)5395-5590
FAX(03)5395-5580

25. 保険給付上の注意

本剤は保険給付の対象とならない(薬価基準未収載)。

26. 製造販売業者等

26.1 製造販売元

日本ビー・シー・製造株式会社
東京都清瀬市松山三丁目1番5号

← 乾燥BCGワクチン
(経皮用・1人用)乾燥弱毒生風しんワクチン
「タケダ」 →

その効果は10年～15年ほど持続する。

抗体の持続性は、約17年の長期間持
続することが確認されている。

9.1.2 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発

症等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

9.1.3 過去にけいれんの既往のある者

9.1.4 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天

性免疫不全症の者がいる者

9.1.5 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

9.2 腎機能障害を有する者

接種要注意者である。[9.1.1参照]

9.3 肝機能障害を有する者

接種要注意者である。[9.1.1参照]

9.4 生殖能を有する者

妊娠可能な女性においては、あらかじめ約1か月間経妊した後接種すること、及びワクチン接種後約2か月間は妊娠しないように注意すること。

9.5 妊婦

妊娠していることが明らかになるには接種しないこと。[2.5参照]

10. 相互作用

10.1 併用禁忌(併用しないこと)

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
副腎皮質ステロイド	風しん様症状があらわれおそれがある。	特に長期あるいは大用量投与を受けている者、又は投与中止後6か月以内の者は、免疫機能抑制下にあるため、ワクチンウイルスの感染を増強あるいは持続させる可能性がある。
免疫抑制剤		
シクロスポリン(サンディミューン、ネオオール)		
タクロリムス(プロgraf)		
アザチオプリン(イムラン)		
等		

10.2 併用注意(併用に注意すること)

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
輸血	接種前3か月以内に輸血又はガンマグロブリン製剤の投与を受けた者は、3か月以上過ぎるまで接種を延期すること。また、本剤接種後2週間以内にガンマグロブリン製剤の投与を受けた場合は、投与後3か月以上経過した後に本剤を再接種することが望ましい。	輸血及びガンマグロブリン製剤中に風しん抗体が含まれるため、ワクチンウイルスが中和されて増殖の抑制が起こり、本剤の効果が得られないおそれがある。
他の生ワクチン(注:特製)	通常、27日以上隔開を置いて本剤を接種すること。	他の生ワクチン(注:特製)の干渉作用により本剤のウイルスが増殖せず免疫が獲得できないおそれがある。
麻しんワクチン	おたふくかぜワクチン	
水痘ワクチン	BCGワクチン	
黄熱ワクチン等		

11. 副反応

次の副反応があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。

11.1 重大な副反応

11.1.1 ショック、アナフィラキシー(いずれも頻度不明)

じん麻疹、呼吸困難、血管浮腫等があらわれることがある。

11.1.2 血小板減少性紫斑病(頻度不明)

通常、接種後数日から3週ごろに発熱、鼻出血、口腔粘膜出血等があらわれる。本症が疑われる場合には、血液検査等の観察を十分に行い、適切な処置を行うこと。

11.2 その他の副反応

	頻度不明
過敏症 ^(注1)	0.1～5%未満
全身症状 ^(注2)	発熱、じん麻疹、紅腫、そう痒、発熱
局所症状 ^(注3)	発熱、腫脹、疼痛、頭部その他のリンパ節の腫脹、関節痛

[注1] 接種後数日から数日中にあらわれることがある。

[注2] 通常、一過性で2～3日中に消失する。

[注3] 頭部その他のリンパ節の腫脹、関節痛は、接種後、1～2週間前後に認められることがある。一過性で、通常、数日中に消失する。

14. 適用上の注意

14.1 接種時の注意

14.1.1 接種時

(1) 接種用器具は、ガンマ線等により滅菌されたディスポーザブル品を用い、被接種者ごとに切り換えること。

(2) 本剤を他のワクチンと混合して接種しないこと。[7.4参照]

(3) 本剤の溶解に当たっては、容器の栓及びその周囲をアルコールで消毒した後、添付の添剤で均一に溶解して、所要量を注射器内に吸引すること。この操作に当たっては、雑菌が混入しないよう注意すること。また、栓を取り外し、あるいは他の容器に移し使用しないこと。

(4) 注射針の先端が血管内に入っていないことを確かめること。

14.1.2 接種部位

接種部位は、通常、上腕伸側とし、アルコールで消毒すること。

17. 臨床成績

17.1 有効性及び安全性に関する試験

17.1.1 国内臨床試験(小児、青年女子)

接種前風しん抗体陰性の健康小児434例及び青年女子311例を対象に臨床試験を行った¹⁾。本剤0.5mLを1回皮下に注射した後、6～8週後に採血、獲得抗体価(中和抗体価)を測定し、抗体反応を調べた。本剤接種後、小児424例、及び青年女子308例が抗体陽転し、抗体陽転率はいずれも95%以上で、平均抗体価は6.0以上(log)の成績が得られた。接種後の小児に、37.5℃以上の発熱が2%前後、軽度の発疹が1%未満に認められた。また、青年女子には、発熱、発疹のほか、リンパ節の腫脹及び関節痛を認めた。なお、ワクチン接種後3週間以内に、約20%の被接種者の咽頭拭い液からウイルスが認められたが、閉鎖集団小児への接触感染の有無が調査された結果、接種小児(120例)への感染は認められていない。

17.2 製造販売後調査等

17.2.1 臨床反応調査

高校生女子674例を対象に接種後の抗体反応を調査したが、小児又は青年女子で示した抗体産生能と同様の成績が得られた²⁾。

17.2.2 長期追跡調査

抗体の持続性は、約17年の長期間持続することが確認されている³⁾。

18. 薬効薬理

18.1 作用機序

風しんは、患者の気道分泌液中ウイルスが感受性者の鼻咽腔粘膜上皮から侵入、気道上皮の局所感染が成立し、所属リンパ節を介して増殖後、ウイルス血症を起こし、全身の標的臓器に運ばれ、発症するものと考えられている⁴⁾。予め本剤の接種により、

予防接種における接種歴の意義について

2025(令和7)年7月2日

- 風しん対策については、2013年の大規模な全国流行を受け、**風しんの追加的対策（第5期接種）**として、1962年4月2日から1979年4月1日までの間に生まれた男性に対して定期接種が行われる等、**過去の接種歴が数十年後の予防接種施策に影響を与えることもある。**

40～50代男性の皆様へ

**あなたがきっかけで、妊婦さんが風しんに感染すると
赤ちゃんが障害をもって生まれる可能性があります。**

1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性

風しんの抗体、持っていますか？

お住まいの自治体から、原則無料で風しんの抗体検査と予防接種を受けていただけるクーポン券をお送りしています。

原則無料

1 抗体検査

クーポン券が届いたら、抗体検査を受けてください。

抗体がない場合

2 予防接種

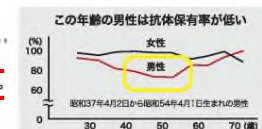
風しんへの抵抗力がないことがわかった場合は予防接種を受けてください。



1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性の皆様 あなたが風しんの感染を拡大させてしまう可能性があります

Q なぜ？

A この年代の男性の皆様には、過去に公的に予防接種が行われていないため、自分が風しんにかかり、家族や周囲の人たちに広げてしまうおそれがあります。



Q 風しんに感染するとどうなるの？

- A 自覚症状が少ないため、電車や職場など人が集まる場所で、気付かないうちに多くの人にうつしてしまう可能性があります。
- A 妊娠早期の妊婦さんが風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性風しん症候群になる可能性があります。
- A 成人は小児に比べて症状が重くなる可能性があります。

Q では、どうしたら良いの？

- A まずは、風しんへの抵抗力を確認するため、抗体検査を受けましょう。
- A 風しんへの抵抗力が無いこと(抗体なし)がわかった場合、風しんへの抵抗力(免疫)をつけるため、予防接種を受けましょう。

対象者は風しんの抗体検査及び予防接種が原則無料となります。

1962年4月2日から1979年4月1日までに生まれた男性に、お住まいの市区町村からクーポン券が届きますので、クーポン券に従って抗体検査を受けて下さい。なお、2020年度にクーポン券が送付されない・届いていない対象者も市区町村に希望すればクーポン券が発行され、抗体検査を受けられます。

抗体検査 (クーポン券を使えば抗体検査は無料となります。※)
職場での健康診断や近隣の病院・診療所で受けられます。

抗体なし

- ・風しんへの抵抗力がありません。
- ・風しんにかかるリスクがあります。

抗体あり

- ・風しんへの抵抗力があります。

予防接種を受けましょう

原則無料となります。※

また、子どもの頃に風しんに感染したかどうか記憶が曖昧な場合も抗体検査を受けましょう。



風しんから、あなた自身と周りの人を守るために風しんに対する抵抗力を確認・獲得しましょう

風しんとは

感染者の咳やくしゃみ、会話などで飛び散るしぶき(飛沫)を吸い込んで感染します。小児は発熱、発疹、首や耳の後ろのリンパ節が腫れて、数日で治ります。まれに、高熱や脳炎になって入院することがあります。成人は高熱・発疹の長期化や関節痛など重症化の可能性があります。

先天性風しん症候群とは

妊娠初期(20週以前)に風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性心疾患・白内障・難聴を特徴とする先天性風しん症候群をもって生まれてくる可能性が高くなります。

※原則クーポン券が無く予定ですが、自治体により事業の開始時期や対応が異なるため、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。



自治体アンケート結果 【接種記録の保存期間の延長関係】

第68回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会

資料 1

2025(令和7)年7月2日

- 自治体アンケートの自由記載欄において、デジタル化に合わせて接種記録の保存期間延長が必要である旨の意見が寄せられた。

Q10①「住民からの接種記録等の照会に職員が対応する業務が省力化される」に対し、「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」理由

- ・ 現状（過去5年間程度の記録しか確認できない）のままであると、**日脳2期（特例対象者）やHPVなどの接種歴確認に対応されず、結局自治体への問い合わせが予想される。**
- ・ マイナポータルに予防接種履歴が保管されるのは5年分である限り、**就学や就職時に母子手帳がなく、履歴が確認できない方の照会がほとんどである自治体業務の負担は変わらない。**
- ・ 海外留学などを理由に学生などから、幼少期の接種記録を求められることも多くあります。この場合、**過去5年間分の接種履歴しかないため現行システムは活用できない。**
- ・ 副本の記録保存は5年とされているため、**乳幼児期の記録が消える可能性がある**。長期間保存される仕組みが必要。
- ・ マイナポータルでは5年間分の接種状況しか見れないため。
- ・ 予防接種記録は5年間保管である。**5年間だけの情報では不十分。**

Q18①「住民がマイナポータルにて接種記録を閲覧するにあたって、どのような項目を見られると利便性の向上に寄与するか」

- ・ **過去25年分程度の接種歴**（現在5年のため）
- ・ **閲覧できる期限は5年では短すぎる**と思います（幼少期の接種履歴が、中・高・大学生になった時に必要になることがあるため）。
- ・ 特に**乳幼児期のワクチンは5年以上予防接種の接種履歴**を確認できるとよい
- ・ **5年以上前の接種歴**の情報

(2) 論点

論点1：必要性や目的について

第68回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会

2025(令和7)年7月2日

資料1

予防接種施策における必要性

- ワクチンには効果が長期間に及ぶことが認められているものがあり、接種プログラムを検討する際に、例えば風しんの追加的対策のように、数十年以上前の接種歴の有無を考慮してプログラムを設計することがあり得る。
- 仮に現行の保存期間（5年）を超えるような接種プログラム（例：65歳以上で1回接種など）の検討が必要となった場合には、接種対象者の把握・管理が難しくなるため、より長い期間の保存が必要。
※ワクチンの役割が、乳幼児期を超えて、思春期、成人期、妊娠期、高齢者に至るまで、ライフステージ全般にわたる健康の維持と疾病予防へと拡大している点にも留意が必要。
- また、接種歴は健康被害救済制度の手続においても必要とされており、接種後の一定期間は保存が必要。

被接種者本人にとっての必要性

- ワクチンの長期間の効果を背景として、就学時や就職時、また、海外進学時などに、接種歴の証明が求められる場合がある。
- このため、被接種者から自治体に対して、保存期間が経過した後も接種済証の発行について問合せがあり、自治体に対するアンケートにおいても、接種記録の保存期間の延長が必要であるとの意見をいただいている。

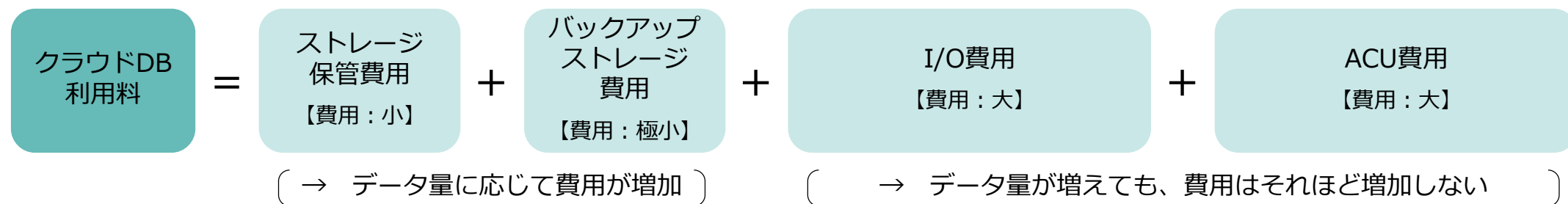
- 
- 接種記録については、ワクチンの効果が長期間に及ぶ場合があり、他の医療情報よりも長い保存期間を検討する必要がある。
 - 被接種者本人による接種歴の確認や証明のためだけでなく、今後様々な接種プログラムの検討が必要となった際にも対応できるよう、個々人の生涯にわたる利用を念頭に、接種記録の保存期間を延長すべき。

(2) 論点

論点2：保存の費用面について

- 予防接種の記録については、予防接種事務のデジタル化後、現在開発中の「予診情報・予防接種記録管理システム」に保存する予定であるが、保存期間を延長した場合、システムのクラウドDB利用料が増加することになる。
- システムの開発ベンダーの協力を得て試算したところ、仮に保存期間を5年から100年に延長した場合、100年後の年間利用料の差は2.2倍（3,000万円程度）、1自治体当たりに換算すると数万円程度の増加という結果になった。
- なお、保存期間を20倍に延長しても費用がそれほど増加しない理由としては、利用料全体に占めるストレージ保管費用（データの保管にかかる費用）の割合が小さいことが挙げられる。

<参考：試算の考え方（5年保存の場合）>



① ストレージ保管費用：データの保管にかかる費用 → 「データ量」の増加に応じて費用が増加する

- ・ 接種記録情報の1情報当たりの容量を3KB程度と仮定した場合、100年後のデータ量は、5年保存の場合は5,000GB、100年保存の場合は100,000GBとなる。
- ・ AWS公式によると1GBにつき毎月0.12USDの費用とされているため、これを元に、100年後の1年間のストレージ費用を試算すると、全国総額で、5年保存の場合は108万円、100年保存の場合は2,160万円となる。

② バックアップストレージ費用：データのバックアップにかかる費用 → ①ストレージ保管費用と比べて安価

③ I/O費用：データの出入力にかかる費用

④ ACU費用：データの処理にかかる費用

→ 「データの利用頻度」の増加に応じて費用が増加する

(※データ量が増えても、利用頻度はそこまで増えず、費用はそれほど増加しない。)

(2) 論点

論点3：個人情報保護について

第68回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会

2025(令和7)年7月2日

資料1

個人情報保護法との関係

- 個人情報保護法において、地方公共団体を含む行政機関等は、個人情報の保有に当たり、その利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないとされている。
- また、行政機関等は、保有個人情報の漏えい等の防止など安全管理のための措置を講ずる義務や、利用目的以外の目的のための利用又は提供の制限などが課されている。

※参考 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抄)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(中略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

接種記録の保存に係る運用

- 保存期間を延長するか否かにかかわらず、予防接種の記録は個人情報であり、個人情報保護法など関連規定を遵守する必要がある。予防接種事務のデジタル化後においても適切に個人情報を保護するために、デジタル化後の業務フローやシステムの設計等について検討を行っており、引き続き取組を進めていく。
 - ✓ 例えば、接種記録の作成に当たっては、被接種者が接種前にその記録の利用目的を確認できるよう、その機会を提供すべく、デジタル化後の業務フローの検討を進めている。
 - ✓ また、現在開発中の「予診情報・予防接種記録管理システム」の設計や運用保守において、情報漏えい等の防止などセキュリティ対策を適切に講ずることができるよう、システムの非機能要件の検討なども進めている。

(4) まとめ

- 接種記録については、ワクチンの効果が長期間に及ぶ場合があり、今後様々な接種プログラムの検討が必要となった際にも対応できるよう、他の医療情報よりも長い保存期間を検討する必要がある。
- 被接種者本人による接種歴の確認や証明のためだけではなく、記録作成後の予防接種施策における利用を目的として、個々人の生涯にわたる利用を念頭に、接種記録の保存期間を延長すべき。
- 保存期間の延長に係る費用について試算したところ、仮に100年に延長した場合、1自治体当たりの年間費用に換算すると数万円程度の増加という結果になった。
- 保存期間を延長するか否かにかかわらず、個人情報保護法など関連規定を遵守する必要がある。予防接種事務のデジタル化後においても適切に個人情報を保護するために、引き続き取組を進めていく。
- 不要となった情報をむやみに持ち続けることなく、適切に消除する観点から、保存期間を設定する必要がある。



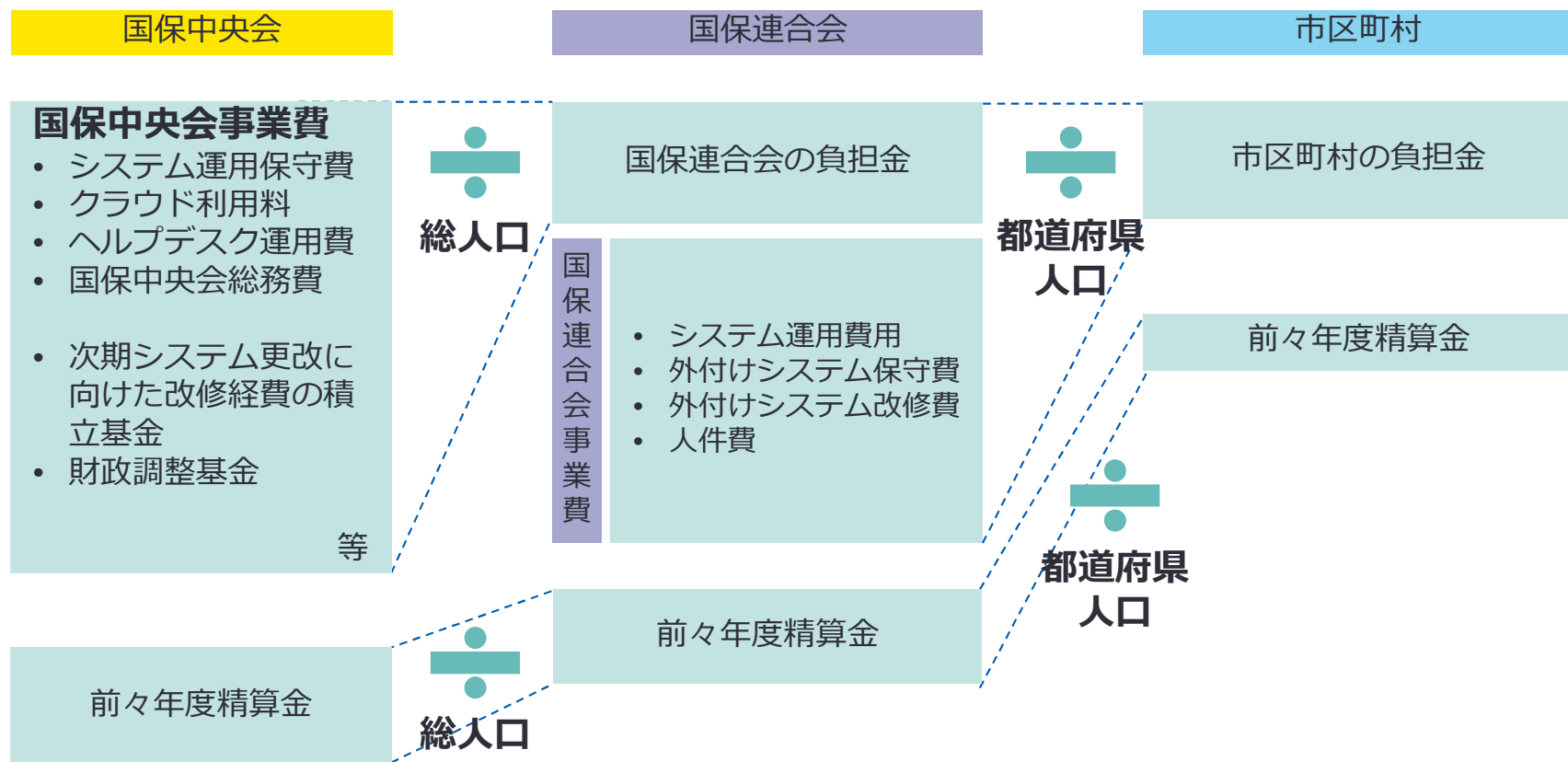
事務局案

予防接種記録の保存期間について、現行の「接種を行ったときから5年間」を「接種を行ったときから、被接種者が亡くなった日から5年が経過する日までの間」に見直すこととしてはどうか。

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 第68回予防接種基本方針部会の報告
- 4. タスク # 2 追加説明**
5. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
6. 先行実施の状況報告
7. 質疑応答

予予・請求システム等の運用経費に関する各自治体への費用按分の方法①

- 予予・請求システム及び集合契約システム等の運用費用については、市区町村ごとに、以下の方法により算出した額のご負担をお願いしたいと考えている。
- 国保中央会は、国保中央会事業費を総人口により按分し、各国保連合会の負担額を算出する。連合会は、各連合会における事業費を負担額に加算し、都道府県人口により按分することで、各市区町村の負担額を算出する。



※上記連合会事業費以外の費用については、負担金の計算には含めず、別途国保連合会と市区町村の協議により決定いただく。

※精算金は、精算対象年度の事業費の精算額を当時用いた人口で按分し、算出する。

予予・請求システム等の運用経費に関する各自治体への費用按分の方法②

- 接種記録に関しては、乳幼児期や高齢期に限らず、今後の様々な接種プログラムに対応できるようにするため、現行の5年間の保存期間を「個々人の一生涯+5年間」に延長することとしている。
- これを踏まえて、予予・請求システムは、長期間にわたる過去の接種記録を保存していく予定であり、その年度に接種した住民のみならず、それ以外の方も、下記のようなケースでシステムを利用することが想定される。
- そのため、システム等の運用費用については、全国民がメリットを享受するという考えに立って、「接種件数」や「接種対象者数」ではなく、「総人口」により按分することが適当と考えている。

①PHR（Personal Health Record）等としての利用

その年度に接種していない住民も、過去の接種記録をPHRや就職時・海外渡航時の証明に利用する

- ✓ 接種記録はワクチンの種類や接種日などを含む医療情報であり、記録が長期に保存されることにより、本人による健康管理（PHR）への活用や、就職時や海外渡航時に企業や他国から接種履歴を求められた際の証明などでの利用が想定される。

②通常診療時における医療の質の向上

その年度に接種していない住民も、通常診療時に過去の接種記録の医師による閲覧が可能となり、医療の質が向上する

- ✓ 予防接種の実施時ではなく、その後の通常診療時においても、医療機関が予予・請求システムにアクセスして過去の接種記録を閲覧できるようにする予定であり、これにより、診療の際の情報として接種記録も利用することで、医療の質の向上に資する。

③保護者や家族における利便性の向上

接種対象者本人だけでなく、育児中の保護者や家族も、情報連携や共有がスムーズになる

- ✓ 保護者などが手書きしていた紙の予診票への記入は、マイナポータルを利用すればより簡便な操作で作業を完了させることが可能となり、また、母子健康手帳を見なくてもマイナポータルで接種記録を確認できるようになるなど、保護者などの負担軽減にも資する。

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 第68回予防接種基本方針部会の報告
4. タスク # 2 追加説明
- 5. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン**
6. 先行実施の状況報告
7. 質疑応答

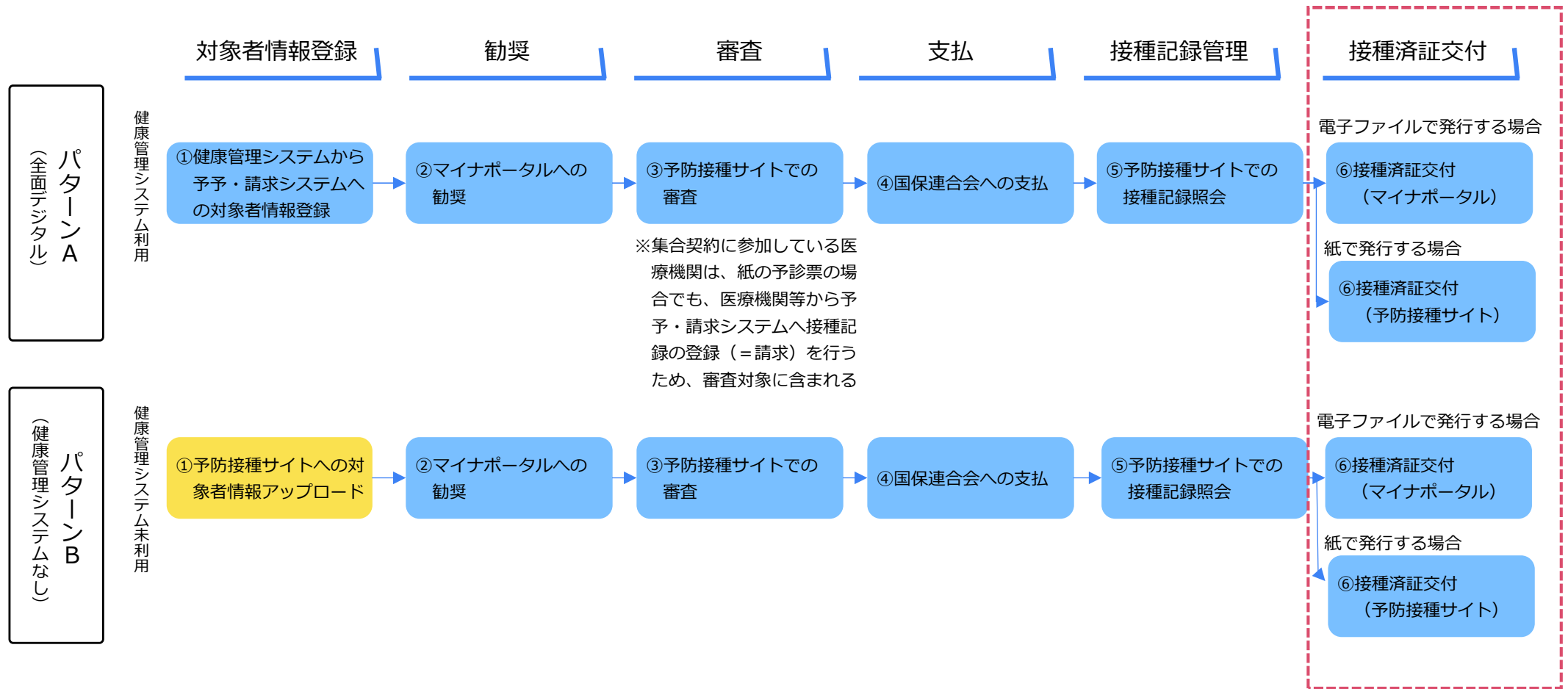
予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン整理

デジタル化後の自治体における主な業務パターンは以下のとおり。

凡例

デジタル業務

特有の業務



第4回以降の説明会で詳細を説明予定

① 健康管理システムから予予・請求システムへの対象者情報登録

健康管理システムから予予・請求システムへ対象者情報が連携され、予防接種サイトから登録結果を確認する。
（第2回説明会資料P14の自治体Aのパターン）

① 接種対象者情報の連携



- 健康管理システムから住民情報の日次差分データを予予・請求システムへ自動連携（出生・転出・転入・死亡等による住民情報の更新を契機として）



予防接種サイト

② 接種対象者情報登録の結果の確認

ファイルダウンロード

検索条件

作成されたファイルを検索し、ダウンロードします。
エラーのみ検索はファイル種別が登録結果ファイルおよび更新結果ファイル、母子保健・健診情報登録用ファイルの場合のみ、選択可能。

ファイル種別 **※必須** ▼

ユーザ氏名

期間 **※必須** ☒ 期間を指定する

YYYY/M/D 今日の日付 ~ YYYY/M/D 今日の日付

エラーのみ検索 ☐ エラーのみ

検索

ファイルダウンロード ○件が該当しました

全3ページ中4ページ目

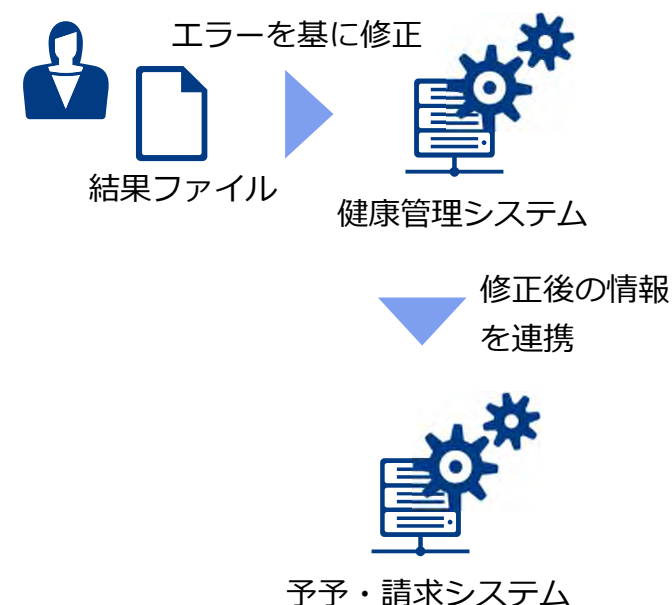
1 2 3 4/9 5 6 7 ... > >>

ファイル種別	ユーザ氏名	登録日	アップロードファイル	ステータス	ダウンロード
接種対象者情報登録更新結果ファイル	健康管理システム	YYYY/M/D	-	登録完了	ダウンロード
接種対象者情報登録更新結果ファイル	〇〇 〇〇	YYYY/M/D	xxxx.xlsx	登録中	ダウンロード
接種対象者情報登録更新結果ファイル	健康管理システム	YYYY/M/D	-	一部失敗	ダウンロード
接種対象者情報登録更新結果ファイル	〇〇 〇〇	YYYY/M/D	xxxx.xlsx	全部失敗	ダウンロード

1 2 3 4/9 5 6 7 ... > >>

- 上段の画面で「接種対象者情報登録更新結果ファイル」を選択し検索ボタンを押下
- 下段の画面で表示されたファイルのダウンロードボタンを押下

（例外）登録・更新エラーとなった場合



- 結果ファイルにエラー対象が存在する場合は、エラーメッセージを確認
- 確認後、健康管理システムでエラー内容を修正し、予予・請求システムへ再送

② マイナポータルへの勧奨

現行の紙での勧奨業務の代わりに、予予・請求システムで勧奨ルールを設定し、予予・請求システムから対象者のマイナポータルへ勧奨通知を自動で発出する。

現行

① 紙予診票の印刷

- ▶ 健康管理システム等から予診票を郵送する対象者を特定する。
- ▶ 予診票は予め製本業者に委託又は随時自治体内で印刷を行う。



② 予診票の封詰め

- ▶ 住民に郵送する封筒に、印刷した予診票を封詰めする（予診票を冊子として製本し郵送・手渡しする場合もある）。



③ 予診票の郵送

- ▶ 対象者となる住民へ予診票を郵送する。



予防接種デジタル化後

※ 現行の①・②・③の代わりに、予予・請求システムで勧奨ルールを設定して、マイナポータルへ勧奨通知を送付することも可能。

予予・請求システムが自動※で勧奨対象となる予防接種の対象者を抽出し、マイナポータルへ勧奨通知を発出



自治体で設定できること

- ✓ 勧奨対象のワクチン
- ✓ 勧奨通知の回数、タイミング
- ✓ 勧奨対象者年齢
- ✓ マイナポータル上に表示されるテキスト等
- ✓ 勧奨対象リストの確認及び対象者の加除（※）

※あらかじめ、勧奨対象者を確認するという設定もできる。具体的には、予防接種サイトからダウンロードした勧奨対象リストを基に、適宜加除を行い、再度予防接種サイトにアップロードいただく。

予防接種サイトにおいて、医療機関から登録された審査対象の接種記録を確認し、一括／個別審査を実施する。



予防接種サイト

① 審査対象の接種記録検索

接種記録検索・審査
検索条件

審査請求ステータス: 例: 審査待ち (新規) 種別: 例: 全て 記録修正の理由: 例: 転出後接種

法定区分: 例: 定期 接種区分: 例: 予防のみ

疾病名: 例: XXXX ワクチン販売名: 例: XXXX

過誤: 例: 該当 接種日: YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD 期間を指定する ☒

請求月: YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD 支払月: YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD 期間を指定する ☒

医療機関コード: 1111111111 医療機関名: (キーワード検索) 医療機関名 (カナ): (キーワード検索)

予防接種対象者番号: 1111111111 予防接種管理番号: 1111111111

氏名 (カナ): (キーワード検索) 氏名 (漢字): 例: 接種 花子

検索

➤ 審査対象の検索条件を入力し、検索ボタンを押下

② 審査結果の登録

検索結果 x件が該当しました

一括選択	審査結果ステータス	種別	記録修正の理由	法定区分	接種区分	疾病名	ワクチン販売名	接種日	請求日	支払日	...
☐	審査済 (請求対象)	通常	-	定期	接種	風しん	乾燥弱毒生菌しん菌しん菌混合ワクチン	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...
☐	審査済 (請求対象)	通常	-	任意	接種	おたふくかぜ	おたふくかぜ生ワクチン	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...
☐	審査待ち (新規)	通常	-	定期	接種	結核	乾燥BCGワクチン (経皮用・1人用)	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...
☐	審査済 (請求対象)	通常	-	定期	接種	風しん	乾燥弱毒生菌しん菌しん菌混合ワクチン	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...
☐	審査済 (請求対象)	要注意	-	任意	接種	おたふくかぜ	乾燥弱毒生菌しん菌しん菌混合ワクチン	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...
☐	審査済 (請求対象)	通常	-	定期	接種	結核	乾燥BCGワクチン (経皮用・1人用)	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...
☐	審査済 (請求対象)	要注意	-	定期	接種	結核	乾燥BCGワクチン (経皮用・1人用)	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...
☐	審査待ち (新規)	通常	-	任意	接種	おたふくかぜ	乾燥弱毒生菌しん菌しん菌混合ワクチン	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...
☐	請求済	要注意	-	任意	接種	おたふくかぜ	おたふくかぜ生ワクチン	2000/00/00	2000/00/00	2000/00/00	...

戻る システム外請求 CSV出力 承認

承認ボタンを押下し
審査結果を登録

➤ 検索条件に合致する者が一覧として表示されるため、一括で承認が可能

➤ 医療機関からの請求時に定期接種の支払対象外となる可能性があるものは要確認接種として一括承認対象外としているため、請求内容を確認の上、個別審査を実施

※開発中であり、今後の変更の可能性あり

④ 国保連合会への支払

予防接種サイトから国保連合会が作成した請求書等を確認・ダウンロードし、国保連への支払いを実施する。



予防接種サイト

① 請求書等の検索

請求書等確認・公開検索条件

公開区分 処理年月 ~

☒ 全て (市区町村向け、医療機関向け、適合会向け) ☒

☐ 市区町村向け 検索名 市区町村コード ~ 市区町村名

☐ 医療機関向け 検索名 医療機関コード ~ 医療機関名 医療機関名 (法人)

☐ 適合会向け

② 請求書等のダウンロード

請求書等出力力 (一頁)

検索条件

請求月 検索名

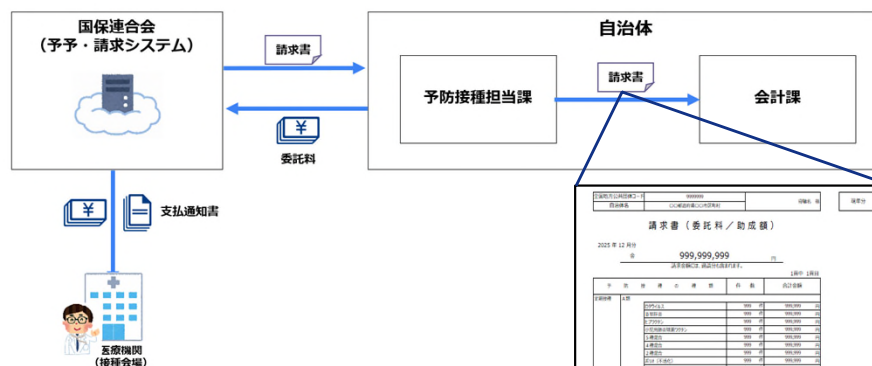
請求月指定する ☒

検索

検索結果 X物が該当しました

一括選択	請求	帳票公開項目	帳票名	
☐	1	2204/3/30	請求(普通)	PDF出力 PDF出力 PDF出力 PDF出力
☐	3	2204/3/30	請求(普通)	PDF出力 PDF出力 PDF出力 PDF出力
☐	3	2204/3/30	請求書 (支払手帳手配料)	PDF出力 PDF出力 PDF出力 PDF出力
☐	4	2204/3/30	送附帳票	PDF出力 PDF出力 PDF出力 PDF出力
☐	5	2204/3/30	請求(対象外)等帳票印刷	PDF出力 PDF出力 PDF出力 PDF出力

③ 請求書に基づき支払



➤ 請求書等公開通知（※１）の受領後、請求書等の各帳票の検索条件を入力し、検索ボタンを押下

※1 請求書等公開通知までの流れは、以下のとおり。

- ・ 前ページの③予防接種サイトでの審査完了後、請求額集計等の自動処理（予予・請求システムにて月次バッチ処理）
- ・ 自動処理後、国保連合会において、予予・請求システムから請求書情報を取得し、内部決裁。
- ・ その後、自治体ごとの請求額の確定処理を行い、自治体向けに公開通知を发出

➤ 検索結果からダウンロード対象の請求書を選択し、PDFまたはCSVにて出力

➤ ダウンロードした請求書をもとに
会計課経由で国保連合会へ支払（※2）

※2 支払後、支払われた委託料をもとに、
国保連合会から医療機関へ委託料を支払

[illegible]

自治体業務パターンA（全面デジタル）

⑤ 予防接種サイトでの接種記録照会

※現時点のイメージ

予防接種サイトに検索条件を入力し、接種記録を閲覧・ダウンロードする。



予防接種サイト

① 接種記録の検索

接種記録照会一覧検索

検索条件

ワクチン種別
▼

ワクチン名
▼

ワクチンメーカー
▼

実施日 ☒ 期間を指定する
YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD
今日の日程 今日の日程

予防接種対象者番号
▼

予防接種管理番号
▼

ステータス
▼

接種対象者氏名
▼

検索

➤ 検索条件を入力し、検索ボタンを押下

② 接種記録のダウンロード

検索結果

99件が該当

全9ページ中4ページ目

1

2

3

4 / 9

5

6

7

...

>

>|

ダウンロード 一覧選択	項目	予防接種 対象者番号	予防接種 管理番号	ワクチン 種別	メーカー名	ワクチン名	医療機関名	実施日	ステータス	接種対象者 氏名		
☒	☒	1	001_9002	001_9001112	100	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	2	001_9002	001_9001112	21	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	3	001_9002	001_9001112	123	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	4	001_9002	001_9001112	4	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	5	001_9002	001_9001112	97	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	6	001_9002	001_9001112	24	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	7	001_9002	001_9001112	342	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	8	001_9002	001_9001112	66	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	9	001_9002	001_9001112	299	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細
☒	☒	10	001_9002	001_9001112	2	〇〇メーカー	XXXワクチン	さとう医院	yyyy/mm/d	完了	田中 太郎	詳細

1

2

3

4 / 9

5

6

7

...

>

>|

戻る

CSVダウンロード

➤ 検索条件に合致した一覧からダウンロード対象の接種記録を選択し、CSVダウンロードボタンを押下

※開発中であり、今後の変更の可能性あり

自治体業務パターンB（健康管理システムなし）

① 予防接種サイトからの対象者情報アップロード

※現時点のイメージ

住民基本台帳を基に接種対象者情報ファイルを作成し、予防接種サイトからアップロードする。（第2回説明会資料P14の自治体Bのパターン）

① 接種対象者情報ファイルの作成



- ▶ 住民基本台帳の情報を基に、接種対象者情報ファイルを作成



予防接種サイト

② 接種対象者情報ファイルのアップロード

接種対象者情報登録アップロード

登録用ファイルダウンロード

接種対象者情報登録用のテンプレートファイルをダウンロードします。

ダウンロード

接種対象者情報登録アップロード

予予・請求システムに登録する接種対象者情報のExcelファイルをアップロードしてください。

ファイルをドラッグ&ドロップしてください。

または

ファイルを選択

戻る

アップロード

- ▶ 作成した接種対象者情報ファイルを、予防接種サイト上からアップロード
- ▶ 出生、転入、転出、死亡等に伴う住民情報変更は、月次で情報を更新した新しいファイルを再アップロード

※開発中であり、今後の変更の可能性あり

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 第68回予防接種基本方針部会の報告
4. タスク # 2 追加説明
5. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
- 6. 先行実施の状況報告**
7. 質疑応答

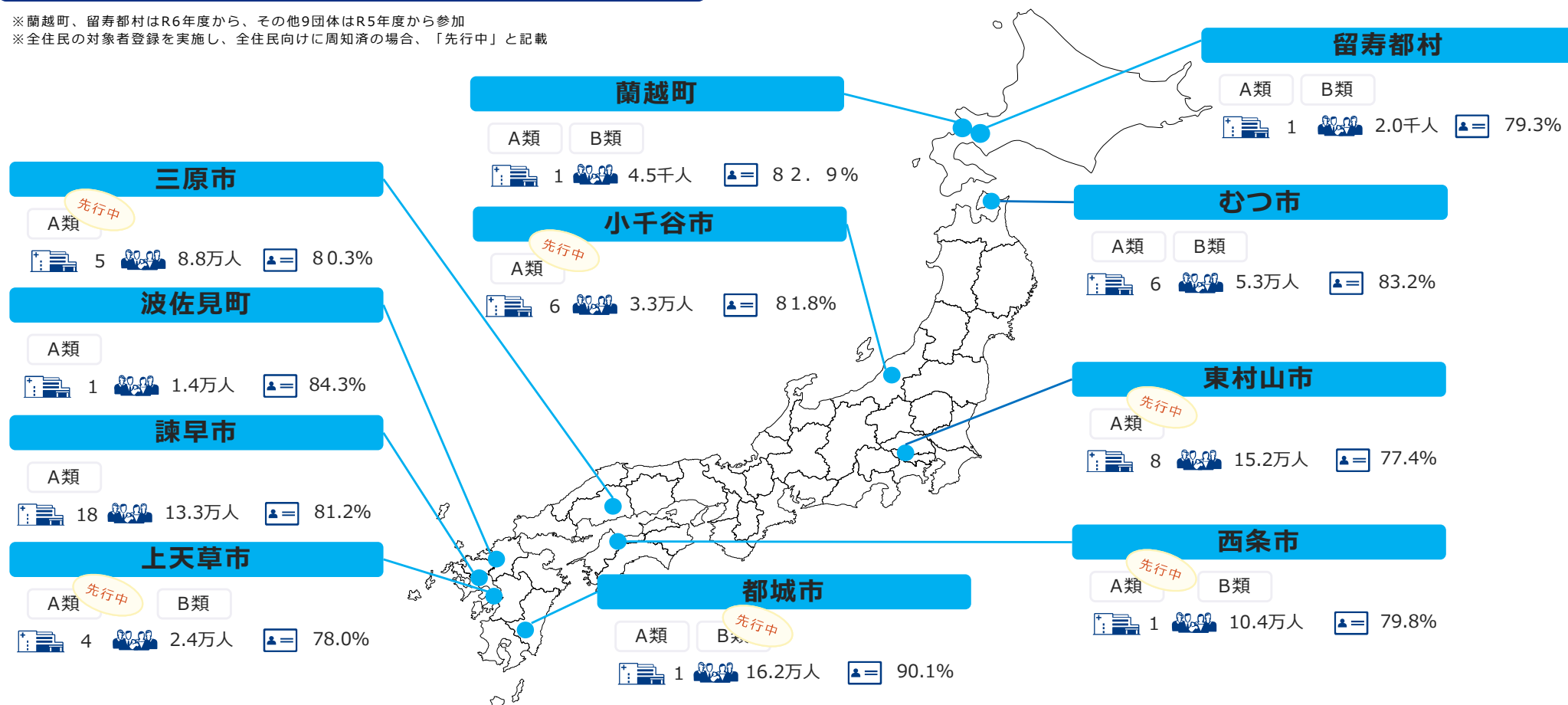
先行実施のR7年度参加自治体

R5年度のデジタル庁「医療費助成・予防接種・母子保健に係る情報連携の実証事業」から先行実施に取り組んでおり、現在、全国の11自治体にご協力いただいて予防接種のデジタル化を先行実施している。

※以下にお示しする先行実施中の自治体に対して個別に問合せを行うことはご遠慮願います。先行実施に関するお問合せは、都道府県経由で厚生労働省予防接種課（yoboseshu@mhlw.go.jp）までお願いします。

【凡例】：協力医療機関数 ：人口 ：マイナンバーカード保有率

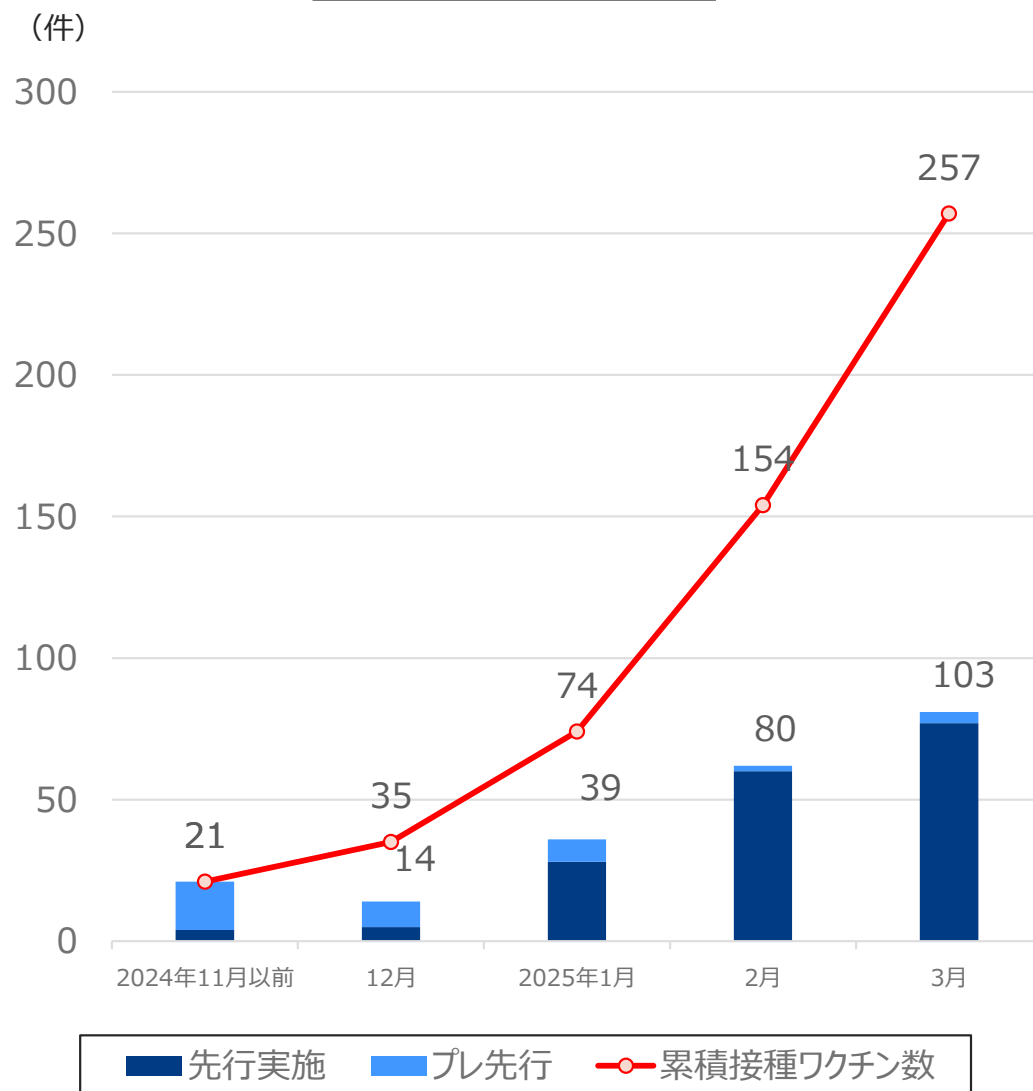
※蘭越町、留寿都村はR6年度から、その他9団体はR5年度から参加
※全住民の対象者登録を実施し、全住民向けに周知済の場合、「先行中」と記載



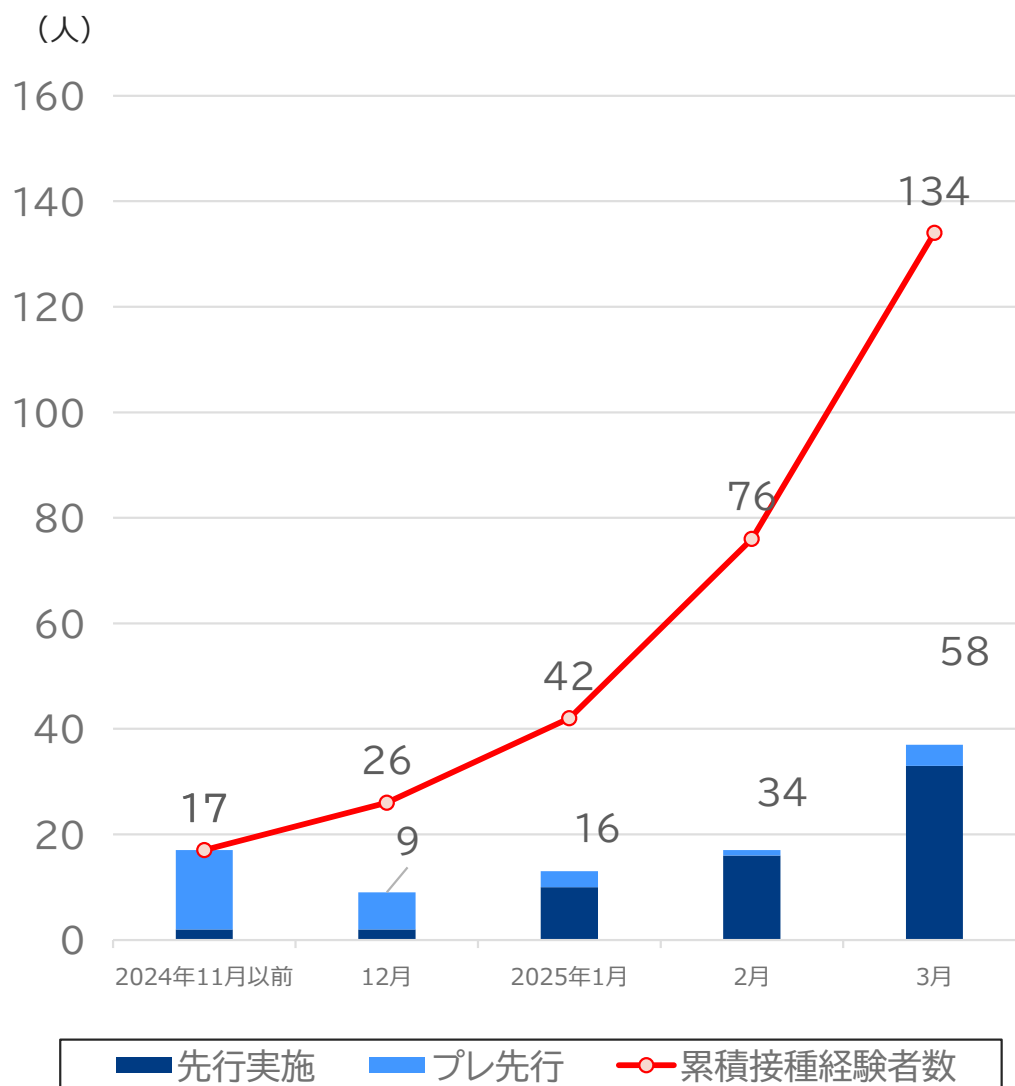
R6年度の先行実施の実施件数

R6年度においては、257件（134名）の予防接種について、デジタルにより実施された。

接種ワクチン数の推移



接種経験者数の推移



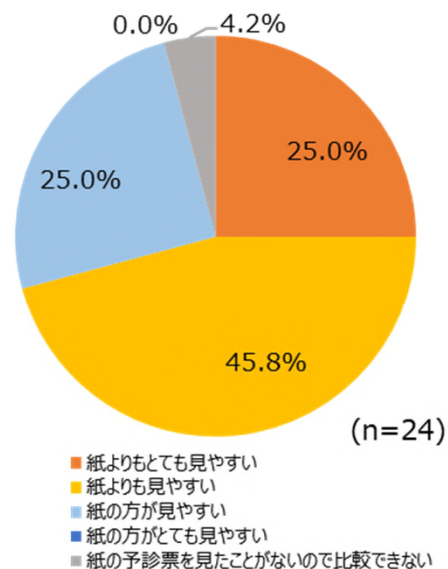
被接種者（A類定期）の保護者向けアンケートの結果概要

- 有効回答96件のうち、24人がデジタル予診票サービスを利用して接種した・する予定であった。
- 利用した人の約7割が、紙よりもデジタルの方が見やすいと感じている。
- 紙の予診票を使って接種した人も含め、9割以上の人々が、今後、デジタル予診票サービスを利用したいと考えている。

※ なお、B類定期の被接種者に関しては、令和6年度中はn数が少なかったため、結果のとりまとめを行っていない。

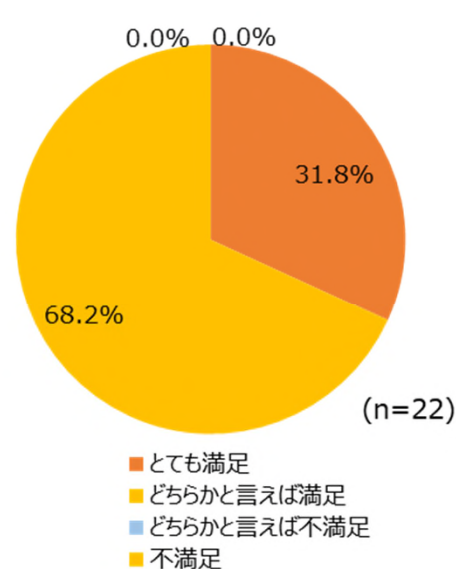
紙と比較した見やすさ

Q デジタル予診票サービスの予診票は紙の予診票に比べて見やすいと感じましたか。



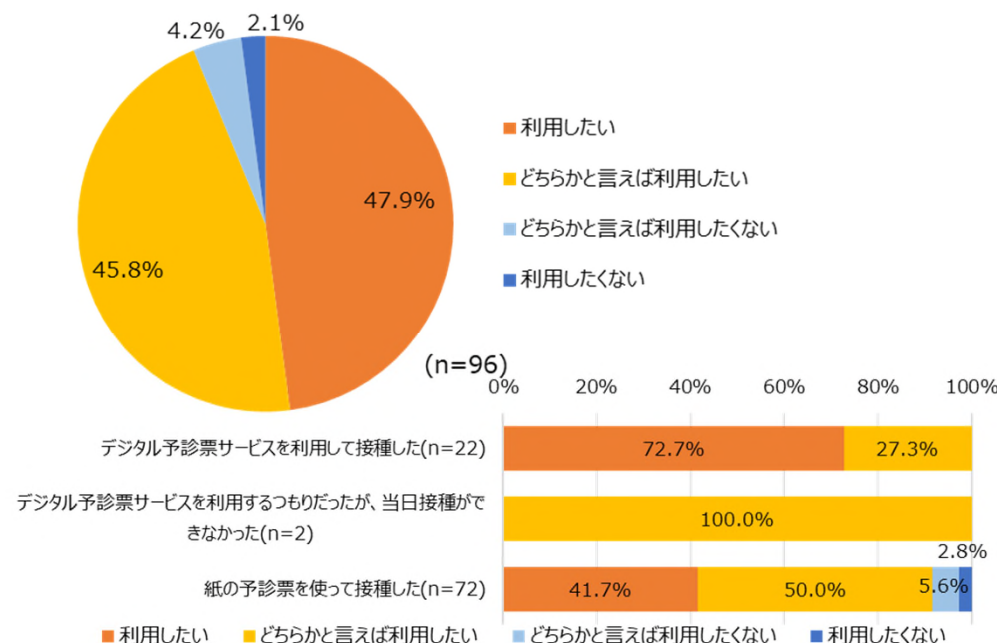
満足度

Q デジタル予診票サービス全般についての満足度をお答えください。



今後の利用意向

Q 今後、デジタル予診票サービスを利用したいですか。



広島県三原市 医療法人リーベリーみはらこどもクリニック (旧称：木原こどもクリニック) インタビュー結果

●先行実施参加の経緯

- 市からの話を受けて、**住民、接種者、医療機関のいずれにとってもメリットがあり、協力しない理由はなかった**
- 接種実績の集計や報告のために、**読み合わせなどで非常に労力がかかっていた**ため、先行事業から協力し、その他の業務にも慣れておこうと考えた

●住民への協力依頼・周知広報

- EPARKのシステムから予約を受け付けており、予約画面のトップに「**デジタル希望**」というボタンを追加し、デジタルの方が来院することを事前に確認できるようにした
- また、予約画面に、持ち物やマイナポータル上で予診票入力が必要であることも追記するなど順次工夫している
- 市ではリーフレットやホームページでの周知をしてくれているが、本事業に関しては**ホームページの周知が効果的**と思われる
- プレ先行実施時にマスメディアの取材を受けNHKローカルの6時台のニュースで取り上げてもらった。先行実施までにだいぶ時間が空いてしまったため、**もう一度メディアに取り上げてもらえるとさらに拡大する**と思う
- マイナンバーカードやマイナポータルにマイナスイメージを持たれている風潮があるように感じるが、**小児科の対象者はスマホ世代で、デジタルやマイナンバーカード、マイナポータルに抵抗を感じる人は少ない**。小児科では、こうした風潮を払しょくする役割を担っていると考えている
- 本事業に限らず、紙との併用を許してしまうとデジタル化がなかなか普及しないが、紙かデジタル化、という二者択一ではなく、**それぞれの良さを融合する方法**もあって良い

●事業への要望

- ワクチン情報を読みとるバーコードリーダーに関しては、改善の余地があると考え



出所) 木原子どもクリニック (<http://kihara-kodomo.com/>)



インターネット診察受付・順番確認

ネット受付はこちら

今の順番を確認する

お知らせ

※医師へのお問い合わせは診察日をお願いします。

2025/01/08

マイナンバーカードでの予約接種について

12/1～マイナンバーカード、スマホアプリでの予約接種が可能となりました。
(現時点では三原市に住民票がある方限定です)

ご希望の方は

①予約接種予約時にデジタル開診にチェックを入れてご希望の予約接種を予約

②マイナポータルアプリで事前登録のつぎ、来院をお願いします。

(※当日開診票・接種券を引き取らせていただきます。お名前のみ記入して、必ずご持参ください。)

詳しくは

みはら子育てネット 予約接種 で検索下さい。

【お子様の予約接種の手続きが便利になります(マイナンバーカードとスマートフォンで簡単手続き)】に詳しい内容が記載されています。

2024/07/11

インターネット予約について

インターネットで予約された方は予約番号の5人前には受付を済ませてください。

遅れた場合は順番が遅くなる場合がありますのでご了承ください。

診察内容により順番が前後することがあります。

2025/04/15

マイナンバー利用のご協力について

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めます。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

※乳児医療は必ずお持ちください。マイナンバーと乳児医療を受付にてお出しください。お忘れの場合は保険診療となります。

出所) 木原子どもクリニック

(https://ssl.fdoc.jp/reserve/subjectlist/index/cid/m9125754?SITE_CODE=hp)

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 第68回予防接種基本方針部会の報告
4. タスク # 2 追加説明
5. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
6. 先行実施の状況報告
- 7. 質疑応答**

これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

カテゴリー	質問内容	回答
デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール	R10.4月までに予防接種のデジタル化ができない場合、どうなりますか。	・健康管理システムの3.1版への適合は令和10年4月1日までに行っていただく必要がありますが、タスク#15「予予・請求システムへの対象者情報登録」はその後に行われることになるため、デジタル化の期限は、令和10年4月1日よりも後に設定する必要があると考えています。 ・そのため、過渡期の終期については「令和10年4月以降の今後定める時点」としており、「今後定める時点」の具体に関しては、各自治体の事業計画書の内容等も踏まえて今後検討する予定です。
タスク#1	令和8年度からデジタル化する場合、導入する自治体同士で相互乗り入れできるのでしょうか。 例えば、A市とB市がデジタル化した場合、B市の住民がA市内にある医療機関でデジタル予診票による予防接種を受けられるようになる、ということを期待しています。	・過渡期の間は、デジタル化している自治体とデジタル化していない自治体が混在しており、住民が医療機関の予約を行う際や、医療機関がどの自治体の住民が来院したかを確認する際に、混乱を招くおそれがあるため、集合契約に基づく予防接種の相互乗り入れは見合わせたいと考えています。（第1回説明会資料26Pを参照） ・その上で、過渡期が終了した後は、集合契約に参加している自治体間での相互乗り入れについては、特に別途の手続きを行うことなく、相互乗り入れは可能となる予定です。
タスク#2	・デジタル化にあたって、自治体側で、どの部分に費用がかかるのか、具体的に示していただくことはできますでしょうか。 ・令和8、9年度において、医療機関に対する民間アプリを使用するための機器導入費用等の補助はありますか。	・大きく分けて、以下の3つの費用のご負担をお願いしたいと考えています。 ①健康管理システムの3.1版への改修費用 ②予予・請求システム及び集合契約システム等の運用費用 ③医療機関と予予・請求システムとの間の情報連携のための民間アプリの利用料 ・①については今年度の補助予算は確保しており、②・③に関しても、国からの補助を検討したいと考えています。
タスク#2	国保連経由の請求では、手数料の予定はあるか。	・予予・請求システムおよび集合契約システム等の運用に係る経費はすべて負担金で賄われます。そのため本制度では手数料という概念は基本的に存在しません。 ・なお、市区町村と国保連合会の間で、第3回説明会資料P23の国保連合会事業費に含まれない業務の委託等を行う場合には、その費用負担に関しては、別途、国保連合会と市町村の間で直接協議を行っていただく必要があります。

これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

カテゴリー	質問内容	回答
タスク# 6	医療機関は民間アプリの導入が必須なのか。	・医療機関の電子カルテシステムを利用した情報連携に関しては、早くとも令和9年度以降となる見込みであり、第2回説明会資料において医療機関の業務フローでご提示したように、当面のデジタル化は、民間アプリの利用を前提としています。 ・また、電子カルテシステムを導入していない医療機関も存在しますので、令和9年度以降においても、一部の医療機関において、民間アプリを利用し続けることになる想定です。 ・この民間アプリは、先行実施において既に医療機関においてご利用いただき、アプリの改善も随時行われているものであり、今後利用する医療機関においても、大きな支障なく導入いただけるものと考えています。 ・なお、医療機関と予予・請求システムとの間の情報連携のための民間アプリの利用料に関しては、国からの補助を検討したいと考えています。
タスク# 9	自治体が集合契約に加入しデジタル化した後であっても、集合契約に加入していない医療機関とは、従来の接種委託契約を継続していれば、従来通りの方法（紙の予診票を自治体に送付）で実施しても良いですか。	・従来の契約に基づき、接種や費用の請求・支払を行っていただくことは差し支えありません。 ・ただし、その場合の接種記録に関しては、改正予防接種法に基づく自治体から国への情報提供として、自治体において予予・請求システムに情報を登録していただく必要がありますので、ご留意願います。（具体的な登録方法については、別途ご説明する予定です。）
予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン	第2回説明会資料P27 C-2パターンについて、この場合、外部委託機関への委託料は自治体と当該医療機関のどちらが負担するのか。	・集合契約に加入する医療機関がその契約に基づいて行う受託業務の一つとして、予予・請求システムに接種記録を登録することを、契約書上に明記する予定です。 ・そのため、C-2のパターンにおいては、集合契約に基づき医療機関が行うべき接種記録の登録という業務を外部委託機関に再委託する契約関係になりますので、その委託料は医療機関から外部委託機関にお支払いいただくこととなります。 ・なお、集合契約に基づき自治体から医療機関に支払う委託料は、従来と同様、各自治体において両者間で協議して決定いただくものとなりますので、上記のような業務が生じることも考慮しながら、委託料のご検討をお願いします。

これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

カテゴリー	質問内容	回答
その他	民間アプリのイメージは母子モ等の母子手帳アプリを想定していて、それは必須で、民間アプリ以外は存在しないということでしょうか。	・今回の説明会で紹介している「民間アプリ」は、医療機関と予予・請求システムの間で情報を連携するために必要なアプリであり、住民の利用を想定している母子健康手帳の機能を備えた民間事業者のアプリとは異なるものとなります。
その他	・医療機関向けのデジタル化概要等の説明に対するサポートはしていただけるのでしょうか。各自治体では対応は難しいと思います。 ・市区町村から医療機関等へ当該システムの説明をすることになるのか。	・令和8年度にデジタル化を予定している自治体と医療機関に向けては、本年秋以降、各タスクを進めるための具体を記したマニュアル等を配布し、導入に向けた説明会の開催を予定しています。（第1回説明会資料22Pのマイルストーン「集合、予予・請求システム導入説明会（対自治体・医療機関）」を参照） ・また、デジタル化に当たり医療機関の業務フローにも影響が生じるため、第2回説明会資料（18P～27P）のとおり、デジタル化の対応が難しい医療機関があることも想定しつつ、業務フローのパターンを整理した資料をご用意しています。 ・これからも、より詳細な医療機関向けのデジタル化に向けた説明資材等を作成する予定であり、準備が整い次第、展開させていただく予定です。 ・まずは、今回の説明会資料を活用いただき、各自治体において医療機関等とデジタル化の時期等について、協議・検討を進めていただきますようお願いいたします。
その他	R8実施医療機関に対する支援と同様に、それ以降に実施する自治体にもフォローがあるのでしょうか。（補助金、マニュアル、説明会等）	・令和8年度にデジタル化を予定している自治体等を対象とした導入説明会の内容については、それ以外の自治体にも後日共有させていただく予定です。 ・その上で、令和9年度以降にデジタル化を予定している自治体向けの支援についても、引き続き検討してまいります。
その他	デジタル予診票は全国統一の回答様式になる認識でしょうか。	・定期接種のデジタル予診票については、統一化に向けて、先般、各自治体に意見照会をさせていただいたところであり、統一する方向で検討を進めています。具体的な内容については、改めて通知等でお知らせします。 ・任意接種のデジタル予診票の扱いについては、別途検討中です。

これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

カテゴリー	質問内容	回答
アンケート・事業計画書の提出について	第2回説明会資料31Pにある「医療機関等との必要な調整」とは、具体的に何について調整することを指しますか。	デジタル化に際しては、医療機関においても、集合契約への委任状の申請や、アプリの利用準備など、ご対応いただくことがありますので、必要に応じて、医療機関とご相談の上で、デジタル化の時期をご検討いただくことを想定したものです。
アンケート・事業計画書の提出について	事業計画書質問項目②のベンダとの契約締結時期（予定含む）ですが、標準仕様書3.1版の導入を指しますか？1.1版を入れてから3.1版に改修する場合、契約時期はどちらを指しますか？	3.1版の導入に係るベンダとの契約締結時期（予定を含む）をご回答ください。
アンケート・事業計画書の提出について	事業計画書を提出後に財政担当課から不可とされた際に導入年度の意向変更は可能か？	・各自治体の予算編成の過程等でご意向が変わることもあり得ると考えていますので、事業計画書の内容について変更していただくことは差し支えありません。 ・なお、変更が生じた場合には、速やかにご連絡いただければ助かります。
アンケート・事業計画書の提出について	アンケートについては、担当課のみの判断で構わないとのことですが、事業計画書については、市区町村の最終的な判断の上で提出しなければいけないのでしょうか？	・事業計画書については、庁内のシステム管理や標準準拠システムへの移行全体をご担当されている部局等と必要な調整を行った上で、ご回答いただきたいと考えておりますが、具体的にどこまで決裁を取るかについては、各自治体のご判断にお任せいたします。 ・仮に決裁後に状況が変わり、事業計画書の内容について変更が生じた場合には、速やかにご連絡いただければ助かります。
アンケート・事業計画書の提出について	接種委託先がA類とB類で異なりますが、事業計画書ではどのように報告したら良いのでしょうか	・A類の委託契約を行っている医療機関と、B類の委託契約を行っている医療機関を合算した実数をご報告いただきますよう、お願いします。 ・なお、可能であればA類・B類両方を実施している医療機関は「1件」としてカウントしていただければありがたいです。計算が難しい場合には、延べの件数でも結構です。

アンケート・事業計画書の提出方法と提出期限等

デジタル化の時期等に係るアンケート・事業計画書の提出方法及び提出期限は以下のとおり。

アンケート ※令和8年度にデジタル化を予定している自治体のみが対象

本日〆切

- 提出方法：アンケート様式（厚労省HPからダウンロード）を、メールにて予防接種課へ提出
様式掲載場所：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 予防接種情報 > 予防接種事務のデジタル化について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/digital.html
- 提出先メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp
- 提出期限：7月4日（金）17時〆切

※アンケートの提出有無は令和8年度の実施を妨げるものではありません。本日までに提出できなかった場合でも、事業計画書の提出をお待ちしています。

事業計画書

- 提出方法：「一斉通知・調査システム」にて回答
- 提出期限①（令和8年度にデジタル化を予定している自治体）：8月1日（金）17時〆切
- 提出期限②（令和9年度以降にデジタル化を予定している自治体）：8月15日（金）17時〆切

今後の予定

- 6月30日（月）～7月4日（金）：アンケートの作成・提出（令和8年度にデジタル化を予定している自治体のみが対象）
- 6月30日（月）～8月1日（金）or 8月15日（金）：事業計画書の作成・提出
- 8月下旬：事業計画書の結果とりまとめ
- 9月上旬：全自治体にとりまとめ結果の共有
- 9月以降：令和8年度中にデジタル化を予定している自治体に対して、デジタル化のためのフォロー（※）を開始
（※集合契約アカウントの発行やデータ移行の時期等のスケジュール立て、各種システムの使用法説明 等）

《事務連絡》 予防接種事務のデジタル化へのご質問について

本説明会の内容に係るご質問

以下の質問フォームにて質問を送信してください。

【質問フォーム】

<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1743985748MMDicHIC/index>

※質問については、**最終締切：7月18日（金）17時（予定）まで**受け付け、後日全体に回答を共有させていただきます。

先行実施・デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課までメールでご連絡ください。

【連絡先】 yoboseshu@mhlw.go.jp

※上記質問フォーム閉鎖後の**先行実施に係るご質問は、実施自治体宛ではなく厚労省予防接種課宛**にお願いします。